第90回動物用医薬品専門調査会議事概要

日時:平成20年3月25日(火) 10:00～11:05
場所:食品安全委員会 大会議室

議事概要:

1)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)の再審査審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
2)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研„ポールセーバーMG)の再審査審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
3)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG生ワクチン(NBI))の再審査審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
4)トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
5) ふぐ目用魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)の再審査審議の結果、「本製剤の主剤であるフェバンテルの一日摂取許容量(ADI)を見直す必要性はないものと考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
6)バルネムリン
審議の結果、一日摂取許容量(ADI)を0.008mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。
7)リファキシミン
審議の結果、一日摂取許容量(ADI)を0.0045mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>
1)～3)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵率低下の軽減を目的とした鶏用の生ワクチンです。
4)トリレオウイルス感染症の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。
5)ふぐ目魚類のヘテロボツリウム(エラにつく寄生虫)の駆虫に用いられます。
6)～7)ポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237
Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.
プライバシーポリシー